# 国家技術移転体系建設方案の印刷・公布に関する国務院の通知

国発〔2017〕44号

各省、自治区、直轄市人民政府並びに国務院各部委員会、各直属機関 御中

「国家技術移転体系建設方案」を印刷・公布するので、真摯に貫徹・執行されたい。

国務院

2017年9月15日

(本件、公開配布)

# 国家技術移転体系建設方案

国家技術移転体系は、科学技術成果の持続的発生を促し、科学技術成果の拡散、流動、共有(シェアリング)、応用を推進し、かつ、経済および社会における価値を実現するための生態システムである。国家技術移転体系の建設および整備は、科学技術成果の資本化・産業化を促し、国家イノベーション体系の全体的効力を高め、全社会のイノベーション・創業の活力を喚起し、科学技術と経済の緊密な結び付きを促す上で重要な意義がある。中国共産党中央委員会および国務院は技術移転業務を非常に重視している。改革開放以来、わが国では科学技術成果が持続的に発生し、技術市場が整然と発展し、技術取引が日増しに活発になったが、技術移転チェーンがスムーズでなく、人材育成が脆弱で、体制メカニズムが不健全であるなどの問題にも直面しているため、システム設計を強化し、科学技術イノベーションの法則や技術移転の法則、産業発展の法則に適合する国家技術移転体系を構築し、科学技術の供給と移転拡散能力を全面的に向上し、経済・社会の発展における現実的な原動力とするために科学技術成果の転化を加速するように後押しする。「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」のより一層の実施を進め、国家技術移転体系の建設および充実化を加速するために、本方案を制定する。

# 一. 全体要求

#### (一) 指導思想

中国共産党第18回全国代表大会ならびに第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)、第4回全体会議(四中全会)、第5回全体会議(五中全会)、第6回全体会議(六中全会)の精神を全面的に貫徹し、習近平総書記による一連の重要講話の精神および「治国理政」(国政運営)に関する新理念・新思想・新戦略をより一層貫徹し、共産党中央委員会および国務院の意思決定・配置に従い、「五位一体(経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、工

コ文明建設)」に基づく全体構想を統一的に推進し、ならびに「四つの全面(小康社会の全面完成、改革の全面深化、全面的な法に基づく国家統治、全面的な厳しい党管理)」の戦略構想を調和的に推進し、「穏中求進」(安定の中で前進を目指す)という総合基調を堅持し、新たな発展理念を堅く打ち立てて徹底的に実施し、イノベーション主導型発展戦略をより一層実施し、イノベーション主体の活力を喚起し、技術の需給マッチングを強化し、要素配置を最適化し、政策環境を整備し、科学技術イノベーション能力の向上ならびに経済・社会の発展促進に対する技術移転の重要な役割を発揮し、イノベーション型国家および世界における科学技術強国の建設の加速に有力なサポートを提供する。

### (二) 基本原則

- ――市場による主導、政府による推進。技術移転の促進における市場の決定的役割を発揮し、科学技術の浸透・拡散ならびにイノベーション要素の最適化配置の促進などにおける市場の機能を強化する。政府は戦略の把握、計画の把握、政策の把握ならびにサービスの把握を重視し、技術移転のために良好な環境を作る。
- ――改革と牽引、メカニズムの刷新。技術移転に関する規則を遵守し、開放式、ネットワーク化および非線形型イノベーションというパラダイムの新たな特徴を把握し、柔軟かつ多様な技術移転体制メカニズムを模索し、各種イノベーション主体および技術移転媒体の積極性を引き出す。
- ――問題を指導方向とし、核心にピントを合わせる。技術移転体系の脆弱な段階や移転・ 転化における重要ポイントにピントを合わせ、目的別に、実行可能性のある政策措置を提 起し、技術移転における不足を補い、技術移転チェーンを結んでいく。
- ――縦と横の連動ならびに協調の強化。中央と地方の連動ならびに部門と業界の協同、 軍用と民用の結び付き、国際と国内のリンク、各当事者の資源を整合し、各地域、各部門、 各業界における技術移転業務の連携・統合を実現する。

## (三) 建設目標

2020年までに、新たな情勢に適応する国家技術移転体系を基本的に完成させ、相互にアクセス可能な技術市場を初歩的に形成し、市場化された技術移転機関ならびに専門化された技術移転人材を発展・成長させ、技術、資本、人材などのイノベーション要素を有機的に結び付け、技術移転ルートをさらにスムーズにする。「一帯一路」構想の沿線諸国などに向けた国際的な技術移転を幅広く実施することは、科学技術成果の資本化および産業化という体制メカニズムの基本的構築に資するものである。

2025年までに、構造が合理的で、機能の充実化が図られ、体制が健全化され、運営が効率的な国家技術移転体系を全面的に建設し、技術市場を充分に育成し、各種イノベーション主体を高効率に協調・相互作用させ、技術移転体制メカニズムをさらに健全化し、科学技術成果の拡散、流動、共有および応用をさらにスムーズにする。

### (四) 体系配置

国家技術移転体系の建設およびその充実化は体系だったプロジェクトであり、高効率な協調を行う国家イノベーション体系の構築に着眼し、技術移転の全プロセス、全チェーンおよび全要素を出発点とし、基本枠組み、移転ルートおよびサポート保障の 3 点から体系的に配置を行う。

――基本枠組み。技術移転の推進において、企業、高等教育機関および科学研究機関などのイノベーション主体による重要な役割を発揮させ、統一的に開放された技術市場をきずなとし、技術移転機関および人材をサポートとし、科学技術成果の効果的な供給および転化・応用を強化し、緊密な相互作用による技術移転ネットワークの形成を推進し、技術移転体系の「四梁八柱」を構築する。

――移転ルート。科学技術者によるイノベーション創業ならびに軍民の境界を越え、地域の境界を越え、国境を越えた技術移転を通じて、技術移転体系の放射および拡散機能を強化し、科学技術成果の秩序ある流動、効率的配置を推進し、技術と人材、資本、企業および産業との有機的な結び付きを導き、新技術、新製品および新モデルの広範な浸透および応用を加速する。

――サポート保障。投融資および知的財産権などのサービスを強化し、技術移転に有益な政策環境を創造し、技術移転体系の効率的運営を確保する。

# 二. 国家技術移転体系の基本枠組みの最適化

#### (五) イノベーション主体の技術移転活力の喚起

需要指向に応じた科学技術成果の供給を強化する。市場指向型科学技術プロジェクトの研究開発に対する投資および組織的実施において企業の主体的役割を発揮させ、プロジェクトのプロセス管理および検収・評価など、全プロセスの組織的実施に対して、企業などの技術ニーズ側が深く関与するよう推進する。国家重大科学技術プロジェクトにおいては成果転化任務を明確化し、転化と直接関連する考査指標を設定し、「沿途下蛋(実施と同時に成果を残す)」メカニズムを整備し、成果と市場との距離を縮める。高等教育機関と科学研究機関が発展目標を結び付け、市場ニーズに緊密に寄り添い、技術イノベーションおよび移転・転化活動を実施するよう導く。高等教育機関および科学研究機関における科学技術成果の転化状況に関する年度報告の提出と使用を強化する。

産官学連携による技術移転を促進する。国家技術イノベーションセンター、製造業イノベーションセンターなどのプラットフォームによる媒体作用を発揮し、重大・重要技術の移転・拡散を推進する。企業、高等教育機関および科学研究機関に委託して一連の細分化された分野にピントを合わせた科学技術成果のパイロット試験および熟成基地を建設し、技術成熟度評価を普及し、技術成果の大規模応用を促す。企業のリーダーシップにより高等教育機関および科学研究機関などと共同で産業技術イノベーション戦略連盟を作り上げ、

技術のクロスライセンスやパテントプールの構築などの方式により技術を移転・拡散するよう支援する。新型研究開発機関の発展を加速し、コモン技術の研究開発および技術移転に関する新たなメカニズムを模索する。学会、業界団体、研究会などの科学技術団体の優位性を充分に発揮させ、産官学の連携による共同体を拠り所として技術移転を推進する。

経済・社会の発展により急務となる分野において技術移転を推進する。環境対策、「精準 扶貧(ピンポイントでの貧困対策)」、人口・健康、公共安全などの社会・民生分野における重大な科学技術ニーズに関しては、臨床医学研究センターなどの公益性技術移転プラットフォームの役割を発揮し、公益性技術成果指導リストを公布し、試験的普及・応用を実施することで、人民・民衆と先進的な科学技術成果を共有する。長期的発展に影響を及ぼす戦略上の要衝分野にピントを合わせ、技術需給のマッチングを強化し、重大科学技術成果の転化・応用を加速する。人工知能などの影響範囲が広く、経済効果が顕著な重点分野にピントを合わせ、重要かつコモン技術の普及・応用を強化し、産業のモデルチェンジ・バージョンアップを促す。農業および農村経済・社会の発展における科学技術ニーズに対しては、公益性農業技術普及機関をメインとし、社会化サービス組織をサブとした「一主多元」農業技術普及体系の役割を充分に発揮し、農業技術移転体系の建設を強化する。

# (六) 統一的かつ開放的な技術市場の建設

相互アクセス可能な全国技術取引ネットワークを構築する。既存のターミナル型の技術 取引ネットワークのプラットフォームを拠り所として、インターネットを技術手段として 技術移転機関、投融資機関および各種イノベーション主体などを結び付け、成果、資金、 人材、サービス、政策などのイノベーション要素を集結し、オンラインとオフラインが互 いに結び付いた技術取引活動を実施する。

技術市場の発展を加速する。機能の充実化が図られ、拡散作用の強い若干の全国的な技術取引市場を育み、全国技術取引ネットワークとリンクする地域性、業界性技術取引市場を健全化する。技術市場と資本市場の連動と結び付きを推進し、技術移転投資、流通および撤退に各種資本が関与するルートを拡大する。

技術移転サービスレベルを向上する。技術移転サービス規範を制定し、科学技術成果の 取引の特徴に合致する市場化価格決定メカニズムの充実化を図り、科学技術成果の競売、 技術取引市場における上場取引、協議・成約情報公開などの操作フローを明確化する。技 術移転サービス業専門統計制度を構築・健全化し、技術契約認定規則および登記管理弁法 の充実化を図る。

#### (七)技術移転機関の発展

政府による指導およびサービスを強化する。国家技術移転管理機関の機能を統合・強化 し、全国技術取引市場、技術移転機関の発展に対する統一的計画、指導および協調を強化 し、全ての社会団体向けに財政支援によって生まれた科学技術成果に関する情報収集、評 価および移転サービスを実施する。技術移転機関の市場化および規範化に向けた発展を導き、サービス能力およびレベルを向上し、模範的・牽引作用のある一連の技術移転機関を 育成する。

高等教育機関および科学研究機関による技術移転機関の建設を強化する。高等教育機関および科学研究機関が編成を増やさないことを前提として、専門化した技術移転機関を建設し、科学技術成果の市場開拓、販売促進およびアフターサービスを強化するよう支援する。高等教育機関および科学研究機関による技術移転の管理および運営メカニズムを刷新し、職務発明開示制度を構築し、技術管理者の招聘制を実施し、利益分配メカニズムを明確化し、専門スタッフが技術移転サービスに従事するよう導く。

社会化技術移転機関の発展を加速する。各種仲介機関が技術移転のために知的財産権、 法律コンサルティング、資産評価、技術評価などの専門サービスを提供することを奨励す る。各種イノベーション主体および技術移転機関が共同で技術移転連盟を設立し、情報共 有および業務協力を強化するよう導く。条件の整った地方がサービス実績を結び付け、関 連の技術移転機関に対して支援することを奨励する。

# (八) 専門化された技術移転人材層の強化

技術移転人材の多層的な発展メカニズムの充実化を図る。技術移転管理者、技術仲介者、技術経理人などの人材育成を強化し、キャリアアップと職階昇進のルートをスムーズにする。高等教育機関および科学研究機関において、技術移転業務に専門的に従事するイノベーション型ポストを設置することを支援および奨励し、能力給の分配は際立った貢献を行った技術移転者に対して傾斜しなければならない。定年退職した専門技術者が技術移転サービスに従事することを奨励する。政策主導および市場インセンティブの適度な運用を統一的に計画し、市場収益を通じて科学技術者により多く報酬を与え、さまざまなルートを通じて科学技術者が技術移転活動に従事するよう奨励する。最先端および国防などの科学技術成果の研究開発および技術移転関係者に対する政策支援を強化する。

技術移転人材の育成を強化する。企業、高等教育機関および科学研究機関などの役割を発揮し、プロジェクト、拠点、教育上の協力などのさまざまな媒体および形式により、海外のハイレベル技術移転人材やチームを誘致する。条件の整った高等教育機関が技術移転関連学科または専攻を設置し、企業や科学研究機関、科学技術団体などと共同育成メカニズムを建設することを奨励する。ハイレベル技術移転人材を国家および地方のハイレベル人材特殊支援計画に組み入れる。

#### 三. 技術移転ルートの拡大

# (九) イノベーション・創業を拠り所とした技術移転の促進

科学技術者によるイノベーション・創業を奨励する。科学技術者が企業への出向、兼職 または在職での企業設立ならびに離職・創業などのさまざまな形式により、中小零細企業 への科学技術成果の移転を推進するよう導く。高等教育機関および科学研究機関が流動ポストの設置などの方式により、企業のイノベーション・創業人材による技術移転業務の兼職・従事を誘致することを支援する。科学技術者が企業向けに技術譲渡、技術開発、技術サービスおよび技術コンサルティングを実施し、横断的研究の経費を契約の取り決めに従って管理するよう導く。

イノベーション・創業媒体の技術移転機能を強化する。実体経済と優位性のある産業にピントを合わせ、企業、高等教育機関および科学研究機関が専門化したメイカースペースを発展させるよう導き、オープンソースのソフトウェア・ハードウェア、3Dプリンタ、ネットワーク生産などの手段を拠り所として、開放的かつ共通のイノベーションプラットフォームを構築し、技術概念の検証や商業化開発などの技術移転活動に向けてサービスサポートを提供する。業界大手および基幹企業がイノベーション・創業資源を開放し、内部従業員による創業を支援し、外部の創業を誘致・結集させ、大中小企業によるクロスボーダー的な結び付きを推進し、研究開発、製造、サービスの各段階における共同イノベーションを導く。インキュベーター、アクセラレーターおよび大学のサイエンスパークなどの各種インキュベーターの媒介機能を最適化し、技術研究開発、企業インキュベーション、産業化開発を網羅する全チェーンにおけるインキュベーション体系を構築する。農村におけるイノベーション・創業媒介の建設を強化し、科学技術特派員の主導による科学技術成果の農村・農業向け移転という重要な役割を発揮させる。国、業界、企業の技術イノベーションに対するニーズについては、「応募・競争」、「技術的難題に対する入札募集」などの形式により、社会向けに公開してソリューションを募集する。

# (十) 軍用・民用科学技術成果の双方向転化の深化

軍用・民用技術の需給マッチングを強化する。軍民融合科学技術成果に関する情報の相互連携を強化し、軍用・民用技術成果に関する情報の交流メカニズムを構築する。国家軍用・民用技術成果の公共サービスプラットフォームの充実化をより一層図り、軍用・民用科学技術成果の評価、情報検索、政策コンサルティングなどのサービスを提供する。軍隊装備の調達情報に関するプラットフォームの建設を強化し、軍用・民用技術の需給マッチングプラットフォームを確立して、優良民用品機関による軍用品の科学研究および生産分野への進出を指導し、テロ対策・防爆、安定維持、安全保障などの国家安全および緊急対応産業の育成を加速し、軍用・民用研究開発資源の共有・共用を強化する。

軍用・民用技術の移転体制メカニズムの最適化。国防科学技術成果の機密指定の解除、権利の帰属、価値評価、審査・インセンティブ、知的財産権の軍用・民用の双方向に向けた転化などの関連政策の充実化を図る。軍民融合の国家専利運営モデルケースを実施し、国家軍民融合技術移転センターおよび国家レベルの実験室技術移転連盟の構築を模索する。軍民融合技術評価体系を構築および整備する。軍用地における人材、技術、成果の転化・マッチングのメカニズムを構築し、軍用・民用科学技術成果の転化の特徴に合致する職階

評定、ポスト管理および審査評価制度の充実化を図る。軍用・民用技術取引監督管理体系を構築し、軍民両用技術移転プロジェクトの審査および評価制度の充実化を図る。一部地域で軍民融合技術移転メカニズムの模索および政策的モデル事業を実施し、典型的な成果移転・転化のモデルケースを実施する。重大科学技術プロジェクトの軍民連合検証および組織的実施に関する新たなメカニズムを模索する。

## (十一) 科学技術成果の広域的移転・拡散の推進

重点地域における技術移転を強化する。北京、上海科学技術イノベーションセンターおよびその他のイノベーション資源集積地域による牽引・影響ならびに供給源としての役割を発揮させ、北京市・天津市・河北省ならびに長江経済ベルトなどの地域における科学技術成果の移転・転化を促す。東北地区振興のための科学技術成果の移転・転化特別アクションならびにイノベーションによる牽引・支援プロジェクトなどを実施し、科学技術成果の転化を通じて、地域の特色ある優位性のある産業の発展を推進する。マンツーマン支援および助成メカニズムを最適化し、科学技術による貧困対策・「精準脱貧」(ピンポイントでの貧困対策)を実施し、貧困地区へ新品種、新技術ならびに新成果の移転・転化を推進する。

段階的な技術移転の仕組みの充実化を図る。中西部地域に対する成果移転・転化の受け入れに関する差別化支援を拡大し、重点産業のニーズをめぐって科学技術成果のピンポイントでのマッチングを実施する。科学技術成果の東部・中部・西部地区における段階的かつ秩序だった移転による利益分配メカニズムおよび協力・ウィンウィンのモデルを模索し、産業の合理的分業および分布の最適化を牽引する。省、市、県の三級間の技術移転業務ネットワークを構築し、県域に向けに、実現性の高い先進的な科学技術成果の移転・転化を加速し、県域におけるイノベーションの牽引・発展を推進する。

地域モデル事業を実施する。条件の整った地域における国家科学技術成果移転・転化モデル区の建設を支援し、体制メカニズムのイノベーションおよび政策の先行・試行を実施し、複製可能・普及可能な一連の経験およびモデルを模索する。中央高等教育機関および科学研究機関、企業が規定に従ってモデル区関連政策を執行することを許可する。

#### (十二) 国際的な技術移転空間の拡大

技術移転媒体の世界規模の配置を加速する。国際技術移転センターの建設を加速し、国際技術移転協力および情報マッチングプラットフォームを構築し、技術導入、技術のインキュベーションならびに消化・吸収、技術輸出および人材誘致などの点で国際協力を強化し、グローバルな技術資源の統合利用を実現する。国内外の技術移転機関のマッチングを強化し、協力メカニズムを刷新し、技術の双方向移転のルートを形成する。

「一帯一路」構想の科学技術イノベーション協力・技術移転アクションを実施する。「一 帯一路」構想の沿線諸国と共同で技術移転センターおよびイノベーション協力センターを 建設し、「一帯一路」構想の技術移転・提携ネットワークを構築し、沿線諸国に向けて実用性の高い先進技術を移転し、「一帯一路」構想の生産能力の協力に対して先導的な役割を発揮する。

企業による国際技術移転の実施を奨励。企業が国際化技術経営会社や海外研究開発センターを建設し、国外の技術移転機関、創業・インキュベーター機関、創業投資機関と協力するよう導く。さまざまな形の国際技術移転活動を実施し、技術移転国際組織と常態化した交流メカニズムを構築し、特定産業分野をめぐり、企業の技術移転のために展示交流プラットフォームを設立する。

### 四. 政策環境およびサポート・保障の充実化

# (十三) 正確な科学技術評価ガイドラインの確立

高等教育機関および科学研究機関が科学技術者分類評価制度の充実化を図り、科学技術イノベーションの品質、貢献、実績をガイドラインとする分類評価体系を構築し、論文のみ、学歴のみの評価傾向を改めるよう推進する。応用研究、技術開発、成果転化業務に主に従事する科学技術者については、成果の転化、技術の普及、技術サービスなどの評価指標の重みづけを拡大し、科学技術成果の転化による経済・社会発展への貢献を科学技術者の職階昇進、職階評価・審査、実績考査などの重要な根拠とし、論文を評価の限定的条件としない。多くの科学技術者に対し、論文を祖国の大地において発表するよう導く。

# (十四) 政策の連携・付帯の強化

国有技術類無形資産管理制度を健全化し、科学技術成果の転化の特徴に基づき、関連の資産評価管理フローを最適化し、公示などの形で届出手続の簡略化を模索する。科学技術者に対する横断的委託プロジェクトにおける科学技術成果の所有権または長期使用権の付与を模索し、法的授権を前提として、高等教育機関および科学研究機関などの機関において、人または団体と共有の職務発明による科学技術成果の知的財産権の改革モデルを実施する。高等教育機関および科学研究機関の科学技術者が法に基づいて取得した成果の転化による報奨収入については、能力給に組み入れない。国際ルールに合致するイノベーション製品の調達、イノベーション製品を初めて導入した際の保険である「首台套保険」政策を構築し、健全化する。技術のイノベーションと標準化の双方向サポートメカニズムを健全化し、科学技術成果の技術標準転化に向けたモデルケースを実施する。税制の改革方向と結び付け、科学技術成果の転化・インセンティブ強化の原則に従い、科学技術成果の転化・報奨収入に関する税収政策を統一的に検討する。輸出規制制度の充実化を図り、技術移転安全審査体系の建設を強化し、国家安全保障および核心的利益を適切に保護する。

#### (十五) 多元化された投融資サービスの充実化

国および地方の科学技術成果移転指導基金について、創業投資サブファンドや貸付リス

ク補償などの方式により、技術移転早期プロジェクトおよび科学技術型中小零細企業に対する投融資支援を拡大するよう社会資本を導く。知的財産権証券化融資モデル事業を実施し、商業銀行が知的財産権抵当貸付業務を行うことを奨励する。国務院の統一的配置に従い、銀行業金融機関が内部投資・貸付連動モデル事業と外部投資・貸付連動を積極的かつ安定的に実施することを奨励する。ベンチャーキャピタルとエンジェル投資家によるシード期、創業初期の科学技術型企業への投資について、投資額の 70%を課税所得額から控除する試験的な優惠政策を実施する。

# (十六) 知的財産権の保護および運営の強化

新たな経済モデルに適応する知的財産権の保護の充実化を図り、イノベーション・創業を喚起する原動力と活力を放出する。技術移転過程における商業秘密の法的保護を強化し、当然許可などの知的財産権の運用メカニズムに関する法律制度の構築を検討する。知的財産権に対する司法保護による主導的役割を発揮し、行政執行および司法保護の 2 つのルートによる優位的相互補完および有機的連携に基づく知的財産権保護モデルを整備し、技術調査官制度を普及し、裁判規範標準を統一化し、知的財産権行政保護体系を改革・最適化する。専利および商標審査のフローを最適化し、「特許審査ハイウェイ」における国際協力ネットワークを拡大し、知的財産権の品質を高める。

### (十七) 情報共有およびピンポイントでのマッチングの強化

国家科学技術成果情報サービスプラットフォームを構築し、既存の科学技術成果情報資源を統合し、財政科学技術計画、科学技術奨励成果情報の統一的提出、開放、共有および利用を推進する。需要指向に基づき、各種機関が技術取引市場などのルートを通じて科学技術成果の需給情報を発信し、ビッグデータやクラウドコンピューティングなどの技術を利用し、科学技術成果情報の掘り下げたマイニングを実施するよう奨励する。重点分野における科学技術成果パッケージの公表メカニズムを構築し、科学技術成果の展示およびロードショー活動を実施し、技術、専門家および企業のピンポイントでのマッチングを促す。

# (十八) 技術移転に資する社会的気風の構築

技術移転過程における高等教育機関および科学研究機関などの機関による成果の価格決定・意思決定の職責、ならびに科学技術管理者によるプロジェクト立案および管理職責などの先導的実施について、インセンティブメカニズムおよび過失を容認し修正するメカニズムを健全化し、勤勉・責任履行政策の充実化を図り、転化に挑戦し、進んで転化する良好な気風を構築する。社会信用体系を構築し、社会世論の役割を発揮させ、権利の公平、機会の公平、規則の公平に基づく市場環境を作り出す。

# 五. 組織的実施の強化

### (十九) 組織的指導の強化

国家科学技術体制改革・イノベーション体系建設指導チームが国家技術移転体系の建設ならびに関連する重大任務、政策措施の審議の統一的推進に責任を負う。国務院科学技術行政主管部門は組織的協調を強化し、責任分担を明確化し、目標任務を細分化し、督促・実現を強化しなければならない。関連部門は本計画に基づいて実施細則を制定し、技術移転の関連政策・施策の実施を検討しなければならない。地方の各級政府は技術移転体系建設業務を重要議事日程に組み入れ、協調推進メカニズムを構築し、実情に合わせて組織的実施を把握しなければならない。

# (二十) 政策実施の把握

技術移転の促進に関する法令および関連政策を全面的かつ徹底的に実施し、象徴的で関連性の役割のある改革措置を重視する。各地域、各部門は政策実施責任制を構築し、政策実施の追跡モニタリングおよび効果に対する評価を適切に強化し、公布済の重大改革および政策措置の実施状況について適時にフォローアップし、適時に検査し、適時に評価しなければならない。

## (二十一) 資金投入の拡大

各地域、各部門は財政資金による技術移転および成果の転化に対する主導的役割を充分に発揮し、投資メカニズムの充実化を図り、科学技術と金融の結び付けを促し、技術移転機関および情報共有サービスプラットフォームの建設などの重点任務に対する支援を拡大し、財政資金と社会資本を結び付けた多元的投資の仕組みを構築しなければならない。

## (二十二) 監督評価の実施

本計画の実施状況に対する監督評価を強化し、モニタリング・監督処分および評価メカニズムを構築し、督促検査を定期的に組織し、第三者評価を実施して、目標任務の達成状況を把握し、問題を適時に発見し、解決する。周知および政策説明を強化し、典型的な経験や方法を速やかに総括し、普及する。

出所:
2017年9月26日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で
日本語仮訳を作成
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/26/content_5227667.htm
※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正

確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェト

口が保障するものではないことを予めご了承下さい。